

野菜・果樹産業等構造回復緊急支援事業 Q & A 集

(1) 野菜・花き産地高度化緊急支援事業事業 Q & A 集

質問	答
<p>○ 産地高度化計画等は何故作成する必要があるのですか。</p>	<p>○ 本事業は、花粉交配用みつばちの確保、野菜及び花きの品質向上、作業労働力の軽減及び省資源化に資する技術を導入することを通じた産地競争力強化に産地として取り組むことを確認した上で、この取組に必要な資機材の導入を支援するスキームとなっているため、産地高度化計画等を作成してもらう必要があります。</p>
<p>○ 産地高度化計画は、都道府県をまたがって作成してもいいのですか。</p>	<p>○ 産地高度化計画は、実施要領第4の1の(4)に定めたとおり、都道府県をまたがって作成することはできません。</p>
<p>○ 事業実施主体と産地高度化計画等作成主体はどう違うのですか。</p>	<p>○ 事業実施主体は、本事業に取り組み補助金の交付を受ける者であり、産地高度化計画等作成主体は産地を構成する農業者団体となります。</p>

<p>○ みつばちを供給する養蜂家には、みつばち供給業者も含まれますか。</p>	<p>○ みつばちの数を増やす取組を進めることが目的ですので、基本的には養蜂農家が対象になるものと考えますが、花粉交配用みつばちを増殖するのであれば、みつばち供給業者を一概に排除するものではありません。</p>
<p>○ 当該事業は、複数の取組を行ってもいいのでしょうか（例えば、みつばちの確保の取組と併せてIPM等の取組） また、事業実施計画はどのような形で作成すればいいのでしょうか。</p>	<p>○ 本事業は複数の取組についての申請は可能ですが、事業実施計画は花粉交配用みつばち安定的確保緊急事業と省力・省資源型野菜・花き産地支援事業とは分けて作成していただくこととなります。</p>
<p>○ 受益農家3戸以上とは、別の産地も含めた合計で3戸以上となればいいのでしょうか。 例えば、1産地1農家で3産地合計の3戸でもいいのでしょうか。</p>	<p>○ 採択要件の受益農家数は、事業実施要領第5の6の(1)に定めたとおり、同一の産地高度化計画又は産地強化計画の範囲内に3戸以上の受益農家が存在する必要があります。 したがって、1産地1農家で3産地合計の3戸は本事業の対象とはなりません。</p>
<p>○ 養蜂家は、都道府県をまたいで園芸農家と蜂のリース・レンタル契約を結んでもいいのですか。</p>	<p>○ 養蜂家は、都道府県をまたいで園芸農家と蜂のリース・レンタル契約を結ぶことは可能です。 その場合、産地高度化計画又は産地強化計画は</p>

	<p>産地ごとに作成することとなり、養蜂家が事業実施主体の場合、事業実施計画書も産地ごとに作成して下さい。</p>
<p>○ 採択要件に「平成21年度以降3年以上の間、リース又はレンタルにより花粉交配用みつばちの供給を受ける」ことになっていますが、必要なシーズンだけで借りて返却し、また借りて返却することを3年繰り返しても要件は満たしますか。</p> <p>また、3年の間同一の養蜂家でないといけないのですか。</p>	<p>○ 必要なシーズンだけ借りて3年間繰り返しても、本事業の採択要件を満たすこととなります。</p> <p>また、同一の養蜂家でなくても良いですが、予め契約をしておくことが必要（3年以上要件クリアのため）です。（養蜂家で組織する団体との契約の場合は、当該組織の構成員内であれば変更可能です。）</p> <p>ただし、養蜂家又は養蜂家で組織する団体が事業実施主体である場合は、同一の園芸農家と3年間（3シーズン）リース又はレンタル契約を結ばなければなりません。</p>
<p>○ 「地方農政局長等が認めるその他花粉交配用みつばちの安定的確保に必要な資材及び装置」として、どのようなものが考えられますか。</p>	<p>○ みつばちの安定確保に資するものであれば対象として差し支えありません。例えば、大量増殖したのちに分蜂するための巣箱、換気扇にみつばちが巻き込まれないようにする網などを対象とすることが考えられます。</p> <p>なお、みつばちを単なる資材としてではなく、</p>

	<p>生物資源として継続的に利用できるための装置や技術の導入を目的としているため、使い切りの餌や抗生物質などは対象とはなりません。</p>
<p>○ 補助対象経費として防虫ネットの導入とありますが、施工費についても補助対象となりますか。</p>	<p>○ 防虫ネットに限らず、施工費については補助対象とはなりません。</p>
<p>○ 「地方農政局長等が認めるその他総合的病害虫・管理に必要な資材及び装置」として、どのようなものが考えられますか。</p>	<p>○ 使い切りの生物農薬のようなものは不可とし、22年産まで使えるようなもので、それを導入することによる効果をはっきり示すことができ、目標達成が見込まれるものとしております。</p>
<p>○ 花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の対象期間はいつからになるのですか。</p>	<p>○ 花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業については、緊急性が高いことから、平成21年5月1日以降の取組について支援対象となります。</p> <p>なお、事業を実施する際に着手日の確認をさせていただきますので、証拠書類として対外的に5月1日以降に実施したということが分かる資料の保管をお願いします。</p>
<p>○ 養蜂家が都道府県をまたいで農家と蜂のリース又はレンタル契約を結び当該事業を実施する</p>	<p>○ 養蜂家が都道府県をまたいで農家と蜂のリース又はレンタル契約を結ぶ場合には、みつばちの供</p>

場合、どこに申請書を提出すればいいのですか。

給を受ける園芸農家が所在する都道府県を所管する地方農政局長等に事業実施計画等を申請することとなります。

(2) 国産果実加工品需給安定化緊急支援対策事業 Q & A 集

質問	答
○ 事業対象者について教えてください。	○ 事業対象者（事業実施主体）は、原則として産地と長期契約を結んでいる加工工場（加工品製造業者）としていますが、この工場は系統工場か、民間の工場かは問いません。 ただし、加工工場が県外にあり、加工用果実の生産出荷団体が事業実施主体になる方が事業を効率的に実施できる場合等もありますので、加工工場と相談の上、生産出荷団体が事業実施主体となることもできるようにしています。
○ どのような取組みが、補助対象になりますか。	○ 加工工場等の事業実施主体が加工用果実生産者に対して長期契約出荷を促進するために奨励金を交付する場合に助成します。

	<p>また、加工工場と長期契約先である生産出荷団体（又は生産者）との合意に基づき、以下のような取組みを行う場合に助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 表年・裏年を見通した原料供給構造の調査・分析及び産地指導 ② 加工を想定し、大幅なコスト低減を目指した実証ほの設置 ③ 製造コストの低減を図るための設備の最適化等の検討 ④ 果実加工品の需要調査・分析を踏まえた販売戦略の構築、販促活動の実施等
<p>○ 今回の事業対象となる長期契約とはどのような要件をクリアする必要がありますか。</p>	<p>○ 一般的な契約取引では、時期、数量、価格等の事項について定めているものと思いますが、本事業の対象となる長期契約では、以下の要件をクリアすることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約期間が2年以上であること ② 契約期間中に各年において契約数量の定めがあり、かつ、21年産の契約数量が原則として30トン以上であること <p>ただし、生産出荷団体が事業実施主体となる場合には、長期契約先の加工工場が長期契約を結ん</p>

	<p>でいる他の生産出荷団体等の契約数量を含めることができます。</p>
<p>○ 長期契約は個々の生産者まで結ぶ必要がありますか。</p>	<p>○ 生産者が出荷した果実を生産出荷団体が選果場において選別し、その際に発生する裾ものを加工工場に出荷しているものもあります。このような場合の長期契約は、加工工場とJA等生産出荷団体との間のものでかまいません。</p>
<p>○ 事業費に上限はありますか。</p>	<p>○ 補助率は定額ですので、自ら負担しない限り補助金の額が事業費となります。また、補助金の額は長期契約に基づき出荷された数量に3円/kgをかけた金額を上限としています。</p> <p>なお、事業申請時には長期契約数量に3円/kgをかけた金額で計画を作成することになりますが、出荷実績が契約数量を下回れば補助金も減額されるので、留意してください。</p>

(3) 果樹産地高度化緊急支援対策事業 Q & A 集

質問	答
----	---

<p>○ 事業の内容はどうなっていますか。</p>	<p>○ 産地協議会が資材・機材を導入する経費について、産地計画に記載している果樹園面積に対して、1,000円/10aを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象者は、産地協議会となります。 ・ 補助金の交付先は、産地協議会となります。 <p>○ 改植又は高接を実施した農家の皆様が行う資材・機材を導入する経費について、優良品目・品種への転換（改植又は高接）を行った果樹園面積に対して、5,000円/10aを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象者は、平成19年度から21年度に、果樹経営支援対策事業及び国の補助事業において、優良品目・品種への改植又は高接を行った農家の皆様となります。 ・ 補助金の交付先は、改植又は高接を行った農家の皆様となります。
<p>○ 1,000円/10aの支援により導入できる資材・機材を教えてください。</p>	<p>○ 導入できる資材・機材は、産地計画に即した取組を実施するために必要な資材・機材としています。</p> <p>例：【品質向上のための資材・機材】</p> <p>シートマルチ、遮光資材、点滴かん水装置、ポータブル糖度計、土壤水分計等</p>

【作業労力軽減のための機材】

剪定ばさみ（電動含む）、受粉用資機材、摘果ノギス、スケール等

【省資源化のための機材】剪定枝粉碎器等

なお、経常的に使用する消耗品である肥料・農薬・土壌改良資材等の資材・機材については、原則として対象外とします。

ただし、これら経常的な消耗品であっても、新技術の導入や省力化・摘果推進等、産地計画の実現に向けた取組として必要と判断される場合は、導入対象となる場合がありますので、そのような希望がある場合は管轄の農政局にご相談ください。

例：マルドリ推進のためのマルチ、かん水チューブとセットで購入する液体肥料、効果的な摘果を推進するための摘果剤

また、農業用作業機械については、トラクターやその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械は原則として対象としませんが、産地協議会の構成員の合意の下、共同利用を条件として導入を希望する場合等は、管轄の農政局にご相談ください。

<p>○ 5,000円/10aの支援の使い方は、産地協議会が導入する資材・機材と異なるのでしょうか。</p>	<p>○ 基本的に産地協議会に対する1,000円/10aの支援の場合と同様の考えですが、交付金額が少額で、その用途は申請者の判断に委ねられるべきと考えることから、「経常的に使用する消耗品」でも可能とします。</p>
<p>○ 1,000円/10aの支援について、交付対象面積は、産地計画に定める現況の果樹園面積とするとのことですが、産地計画上の面積が現時点の面積と大きく乖離している場合等は、JA等が調査した産地協議会の担い手や参画農家の栽培面積を積み上げた面積を用いることは可能ですか。</p>	<p>○ 産地計画策定時と現在の栽培面積が大幅に変わる場合は、別に客観的なデータに基づく果樹園面積があれば、産地計画に記載の果樹園面積に代えて、当該面積を本事業の果樹園面積として用いることができます。</p>
<p>○ 5,000円/10aの支援の対象となるのは、平成19年度から21年度において果樹経営支援対策事業の改植のみが対象となるのですか。高接は対象とならないのですか。</p>	<p>○ 平成19年度から21年度までに、果樹経営支援対策及び国の補助による改植又は高接を実施又は計画承認されたものが対象となります。ただし、平成23年3月31日までに事業が完了している必要があります。</p>
<p>○ 事業実施計画書に記載する受益農家とは、産地計画に関係する農家(担い手、参画農家の合計)との理解で構いませんか。</p>	<p>○ 産地計画に基づく全ての担い手及び参画農家の数を記載するのではなく、導入した資材・機材を利用する担い手や参画農家の数を記載してください。</p>

<p>○ 資材・機材の導入の際に、複数の見積書を提出する必要がありますか？また、購入にあたって入札や見積もり合わせは必要ですか？</p>	<p>○ 計画申請において、購入に係る見積書の提出は不要です。</p> <p>また、実際に産地協議会が資材・機材を購入する際には、原則として複数社以上の業者からの応札や見積もりあわせを行ってください。</p>
<p>○ 資材・機材を購入する場合、産地協議会名義（領収書宛名等）で購入する必要がありますか？</p>	<p>○ 産地協議会で導入する資材・機材については、産地協議会名義となりますので、見積書、物品書、請求書及び領収書等の書類の宛名は、全て産地協議会名としてください。なお、導入した資材・機材を産地協議会の管理下において、生産者個人に利用させることは構いません。</p>
<p>○ 5,000円／10aの支援の対象農家は、平成19年度、20年度の果樹経営支援対策事業の実績分を申請後、21年度に事業を実施した場合はどうするのですか。</p>	<p>○ 果樹経営支援対策事業等で追加の改植又は高接の実績が生ずれば、追加して申請していただくことになります。</p>
<p>○ 領収書の保管は、どのようにすればよいでしょうか。</p>	<p>○ 1000円／10a、5000円／10aの支援とも、事業が完了したことを証明する領収書は、補助金を受け取った生産者又は産地協議会で、事業終了</p>

	後5年間は確実に保管してください。
○ 事業を行うために、産地協議会として必要なことはありますか。	○ 事業を行うに当たって、最低限以下の内容を具備する必要があります。 ・代表者の定めがあること。 ・産地協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、機材等の財産管理の方法及び責任者等を明確にした産地協議会の運営等に係る規約等が定められていること。 ○ 具体的な規約記載例は、別途、お示しします。
○ 現在、産地協議会で補助金を扱う口座を持っていません。確実に会計処理を行うことを前提として、産地協議会の構成員であるJAの口座を活用することは出来ますか。	○ 事業の実施主体として、産地協議会の口座は必要です。なお、規約等において、構成員のJA等に事務を委任できるように定めていれば、JA等に補助金事務の一部を委任できます。
○ 県基金協会のないところの支払手続書類の提出は、どうすればよいのですか。中央果実基金に直接提出すればよいのでしょうか？	○ 補助金の申請書類については、県基金協会など都道府県の窓口を1本化して申請していただくことを前提として検討しています。県基金協会のないところは、都道府県等とご相談していただいて、窓口の設置を検討してください。

<p>○ 1,000円/10aの支援には、産地計画の果樹園面積に対して一括で補助金が支払われるのですが、支払された事業費に発生した利子等はどうすればよいですか？資材・機材の購入額が助成額を上回る場合は、利益等を事業費として使用してよろしいか。</p>	<p>○ 本事業で支払われた補助金から発生した利子等(運用益)については、1,000円/10a、5,000円/10aの支援の事業費や事務費等として使用してください。</p>
<p>○ 産地協議会が各農家へ補助金を振り込む際の手数料等は、誰が負担するのですか。産地協議会で負担することができない場合、県基金協会から各農家へ直接支払うことは可能ですか。</p>	<p>○ 産地協議会への事務費の支援は考えていません。産地協議会からまずJA等に振込み、JA等から各農家へ支払っていただくなど、JA等に支払事務を委任すること等により、振込手数料の軽減を検討してください。</p>